

議案第 5 2 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

旅費額表

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊手当 (1 夜に つき)	宿泊費 (1 夜につき)
町長 副町長 教育長	運賃 急行料金 寝台料金 座席指定料金 特別車両料金	運賃 寝台料金 座席指定料金 特別船室料金	実費	実費	2,400円	国家公務員等の 旅 費 支 給 規 程 (昭和25年大蔵 省令第45号) 別 表第 2 の「指定 職職員等」に規 定する都道府県 ごとの宿泊費基 準額を上限と し、その定額の

						範囲内の実費額
--	--	--	--	--	--	---------

備考1 鉄道賃のうち、急行料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考2 船賃のうち、寝台料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考3 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

備考4 宿泊手当は、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は定額の3分の1の額とする。

備考5 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに宿泊費の額の合計額を包括宿泊費とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に伴い、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決